

令和7年度からの主な変更点

- 1 {
- Ⅲ-1 (4) 医療費通知に要する経費があること【変更】
 - Ⅲ-3 被保険者資格等の適用適正化等に要する経費があること【変更】
 - Ⅲ-4 国民健康保険税適正賦課対策に要する経費があること【変更】
 - Ⅲ-6 (2) 国民健康保険資格確認書等の送付に要する経費があること【変更】
 - Ⅲ-6 (3) 制度周知に要する経費があること【変更】

○ 令和7年4月30日付国医第262号通知のとおり、一般会計から繰り出して支弁することとされている国民健康保険事務費について、令和8年度交付基準から除外する。

※ 上記の経費については、国民健康保険事務費として一般会計から繰り出すものであり地方交付税により所要の措置が講じられているため、市町村の一般会計から繰り出して支弁する経費と整理する。

2 Ⅱ-1 各事業における共通事項【変更】

- 保険税水準の準統一後の令和9年度の交付基準から、交付対象期間が現行の1月から12月から4月から3月へと変更になる予定であることを踏まえ、令和9年1月から3月も令和8年度の交付対象とする。
- 令和9年1月から3月の経費を概算額で交付することから、当該交付手続きに関する規定を追加する。

3 Ⅲ-1 (1) レセプト点検の実施及びレセプトの点検体制の充実・強化に要する経費があること【変更】

- 経過措置期間の完了に伴い、レセプトの点検体制の充実・強化に関する交付対象事業の一部を削除する。

4 Ⅲ-1 (15) 保健事業の実施について評価すべき点があること【変更】

- 保健事業の評価基準(その4)市町村がん検診事業の評価について、精密検査受診率に係る評価項目の配点の見直しや職域等がん検診情報の把握に係る評価項目の追加、等の変更を行う。